

報道資料

令和 5 年 11 月 2 日
内 閣 府
消 防 庁

個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について（フォローアップの結果）

内閣府及び消防庁では、令和 5 年 1 月 1 日時点の個別避難計画の策定等に係る取組状況について、令和 5 年 6 月 30 日に「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」を取りまとめ、「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和 5 年 6 月 30 日付け府政防第 2809 号・消防災第 118 号）を通知したところです。

今般、当該通知に基づき、令和 5 年 10 月 1 日時点の進捗状況の把握（フォローアップ）を実施し、この度、結果を取りまとめたので公表します。

市町村における進捗状況の把握の結果概要

○個別避難計画の着手済（全部策定済及び一部策定済）団体は 1,303 団体（74.8%）から 1,474 団体（84.7%）に 171 団体増加した。

＜参考＞個別避難計画の策定に係る進捗状況について調査

(1) 調査対象

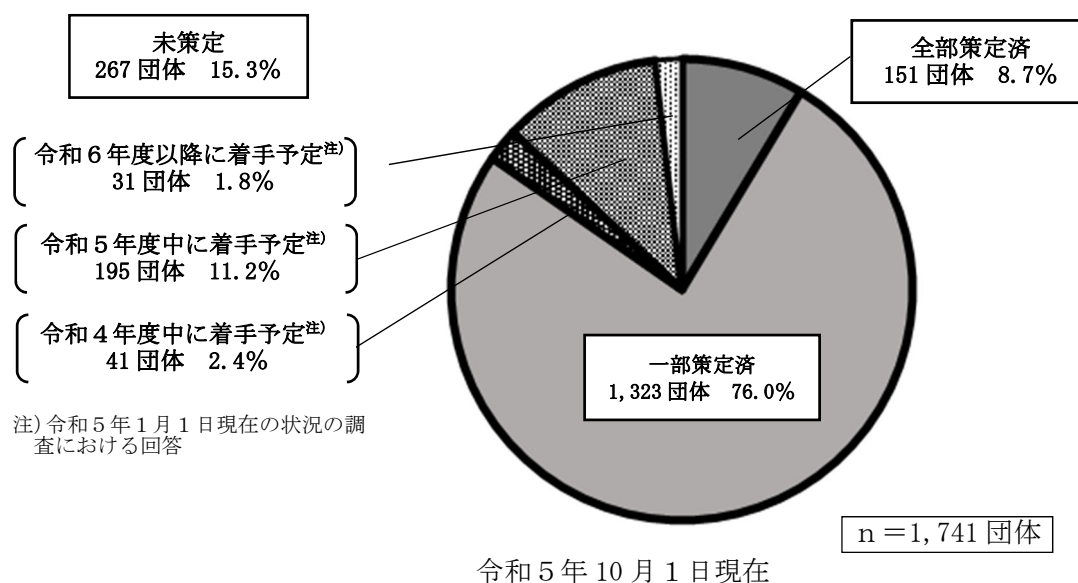
市町村 1,741 団体

(2) 調査基準日

令和 5 年 10 月 1 日

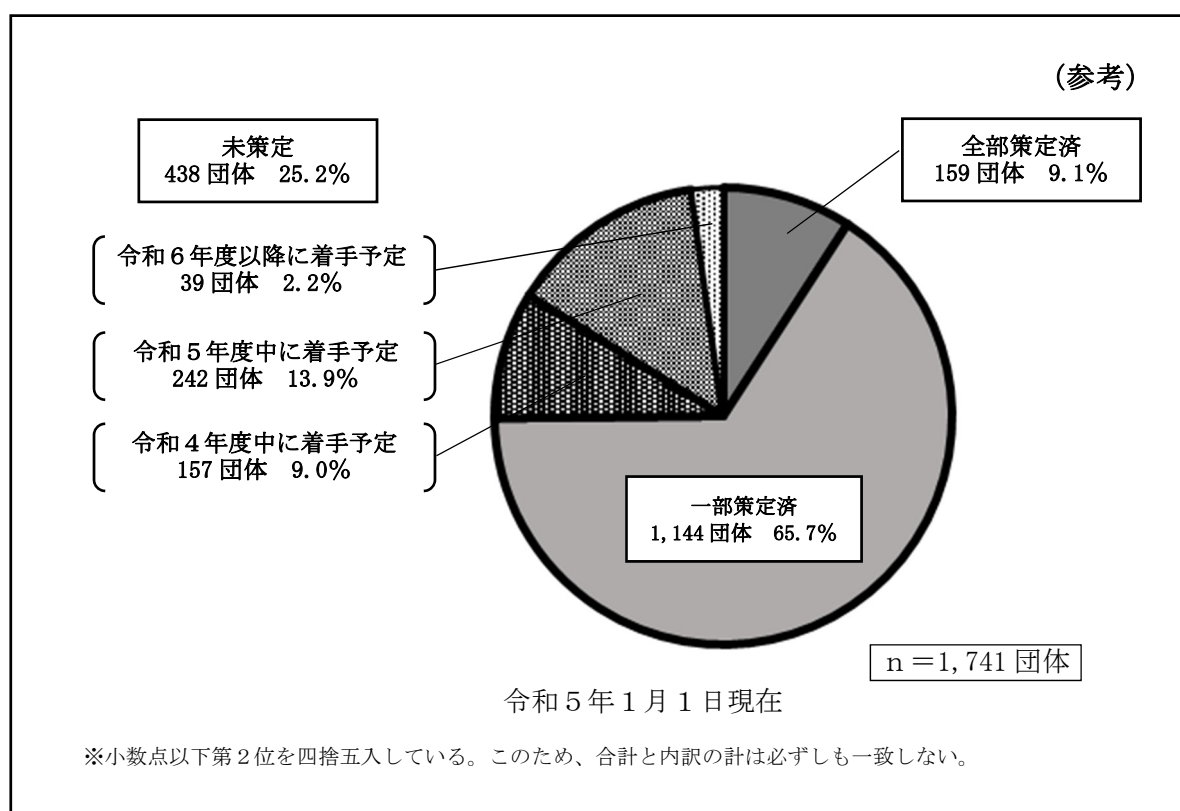
※小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

1. フォローアップの結果（個別避難計画の策定状況）



「個別避難計画」は、次の（１）又は（２）の計画とする。

- （１）市町村において、令和3年5月に改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、各自治体が定めた記載内容、様式を用いて作成した個別避難計画。
 - （２）市町村において、令和3年5月に改定する前の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、各自治体における従来の記載内容、様式を用いて作成した個別避難計画。
- ※ここでの「着手」は、個別避難計画が1件以上策定されていることをいう。なお、その1件は、試行的なものでも差し支えない。
- ※小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。



2. 内閣府及び消防庁の対応

本日、都道府県に対し、別紙1の通知を発出し、個別避難計画が未策定の市町村に対して早期に対応するよう要請した。

※調査結果の都道府県別の個別避難計画策定状況について（グラフ）及び市町村着手予定一覧については別紙2のとおり。

※調査結果の都道府県別一覧については別紙3のとおり。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、平賀主査、毛利事務官
TEL：03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
福原課長補佐、遠矢係長、木本事務官、日比野事務官
TEL：03-5253-7525（直通）

府 政 防 第 3147 号
消 防 災 第 198 号
令 和 5 年 11 月 2 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 あて

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長

避難行動要支援者の避難確保に向けた個別避難計画の策定について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

個別避難計画の策定等に係る進捗状況を把握するため、「個別避難計画策定の進捗状況の把握について（フォローアップ）」（令和 5 年 9 月 15 日付け府政防第 3034 号、消防災第 175 号）において調査を依頼し、「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について（フォローアップの結果）」を取りまとめました。

この結果、個別避難計画については、着手済（全部策定済及び一部策定済）の市町村は令和 5 年 1 月 1 日時点において 1,303 団体（74.8%）であったところ、令和 5 年 10 月 1 日時点において 1,474 団体（84.7%）となり、一定の進捗は見られるものの依然として 267 団体（15.3%）が未策定にとどまっています。

このため、各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、個別避難計画の策定が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 個別避難計画の早期着手

個別避難計画の策定に着手した市町村は 1,474 団体（84.7%）となったものの、依然として 267 団体（15.3%）が未策定にとどまっている。

未策定の市町村は、令和 5 年 1 月 13 日に通知した「個別避難計画の作成の早期着手について（今後の方向性等について）」を参照し、個別避難計画の策定に取り組むこと。

また、個別避難計画策定の優先度の高い避難行動要支援者について令和 3 年度からおおむね 5 年程度で計画を策定するよう取り組んでいただきたい旨、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 601 号、消防災第 60 号）において示していることから、令和 5 年 10 月 1 日時点のフォローアップにおいて未策定の市町村は、各市町村の状況に応じて次のとおり対応すること。

令和 5 年 1 月 1 日時点の調査において、

○令和４年度中に着手予定と回答したが、今回のフォローアップにおいて未策定にとどまった市町村においては、未策定にとどまった原因を踏まえ、直ちに策定の取組を開始すること。

都道府県においては、市町村の対応が原因を踏まえたものとなっていることを確認するとともに、策定の取組が開始されていることを確認し、必要に応じて助言等を行うこと。

○令和５年度中に着手予定と回答し、今回のフォローアップにおいて未策定の市町村においては、最初の１件の個別避難計画を策定するまでの工程表を基に進捗管理等を実施して計画的に取組を進めること。

都道府県においては、市町村が工程表を基に取組を進めていることを確認するとともに、策定の取組が進められていることを確認し、必要に応じて助言等を行うこと。

○令和６年度以降に着手予定と回答し、今回のフォローアップにおいて未策定の市町村においては、特別な理由がない場合には、令和５年度中に着手することについて前倒しを検討すること。

都道府県においては、市町村が最初の１件の個別避難計画を策定するまでの工程表を作成することを支援するとともに、作成された工程表に基づき取組が進むよう、必要に応じて助言等を行うこと。

なお、市町村が個別避難計画の策定に取り組むにあたり、優先度の検討は、必要な方に早期に策定するための手段であり、優先度を検討すること自体が目的ではないことに留意されたい。この場合、例えば、優先度の検討に先立ち、必要な経験を蓄積すること等を目的として、計画の策定に取り組むことは差し支えない。

２．今後の個別避難計画の策定の進め方及び難病患者等の個別避難計画

「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和５年６月３０日付け府政防第２８０９号、消防災第１１８号）の「２．個別避難計画関係」（３）及び（４）を参照すること。

なお、今後、個別避難計画策定の取組を進めた場合、個別避難計画を策定する件数が増加するとともに、更新も必要となることから、避難行動要支援者に係る事務の増大が見込まれる。このため、内閣府において開発したクラウド型被災者支援システム[※]や民間事業者等が開発したシステムの活用その他の業務の効率化について検討すること。

※詳細については、添付のリーフレットを参照されたい。

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

藤田参事官補佐、平賀主査、毛利事務官

TEL : 03-3501-5191 FAX : 03-3502-6034 E-mail: y-hinan.k4n@cao.go.jp

消防庁国民保護・防災部防災課

福原課長補佐、遠矢係長、木本事務官、日比野事務官

TEL : 03-5253-7525 FAX : 03-5253-7535 E-mail: bousaityousei@ml.soumu.go.jp

(参考資料)

1. 個別避難計画作成に向けた支援策等

(1) 個別避難計画作成モデル事業

令和5年度の個別避難計画作成モデル事業では、都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県における市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し、普及を図ることとしており、16都道府県を採択したところである。得られた成果については、今年度中に複数回開催することとしている「都道府県個別避難計画推進会議」などの場を通じて、年度中、実施段階から、逐次、成果の共有を図る予定である。

また、内閣府防災情報のページにモデル事業のページを設けていることから、他の団体事例を参照されたいときは活用されたい。また、令和3年度や令和4年度の成果発表会の資料や動画、報告書なども掲載しているため、参照されたい。

令和3年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

令和4年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r4modeljigyo.html>

(2) 手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ（令和5年1月13日）」

個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きするところ、このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししている。

PDF版 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pdf

PPT版 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pptx

(3) クラウド型被災者支援システム

個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に活用するにはシステムの活用が考えられる。

内閣府が開発し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始した「クラウド型被災者支援システム」は、平時においては、各市町村における既存の避難行動要支援者名簿をシステムに取り込み、住民基本台帳等も活用して効率的に個別避難計画の作成や更新ができるシステムである。

また、発災時は住民基本台帳も活用して避難者名簿を効率的に作成でき、個別避難計画を参照することで、個別の被災者の状況を踏まえた被災者支援をスムーズに行うことが可能である。

このように本システムは、市町村の事務負担を軽減し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や更新を効率的に行い、発災時の被災者支援にスムーズにつながるものである。

本システムの概要や導入経費については、事務連絡を発出したほか、内閣府主催で説明会を開催し、活用の検討をお願いしている。

- ・「クラウド型被災者支援システムの整備の推進について」（令和3年11月16日付け事務連絡）
- ・「クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る緊急防災・減災事業債の活用について」（令和3年12月14日付け事務連絡）
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について」（令和4年6月30日付け事務連

絡）（都道府県向け）

- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）」（令和4年6月30日付け事務連絡）（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付について（再周知依頼）」（令和4年10月12日付け事務連絡）（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付について（再周知）」（令和4年10月12日付け事務連絡）（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システム導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金活用のご案内（依頼）」（令和4年12月6日付け事務連絡）（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システム導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金活用の御案内（通知）」（令和4年12月6日付け事務連絡）（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムについて（周知依頼）」（令和5年4月3日付け事務連絡）（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムについて」（令和5年4月3日付け事務連絡）（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」

（令和3年12月17日、20日、令和4年5月13日、16日、令和5年5月12日、15日）

※資料や動画を掲載 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

- ・リーフレット「クラウド型被災者支援システム」（令和5年8月）

※A3両面で印刷 ※添付のリーフレット参照

（4）財政措置

普通交付税

「令和4年度消防庁第2次補正予算、令和5年度消防庁予算案及び令和5年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」（令和5年1月27日付け消防庁総務課事務連絡）で周知しているとおり、市町村における個別避難計画の作成経費について、普通交付税措置を講じている。

2. 個別避難計画が実行された例（「市町村のための水害対応の手引き」（令和5年5月内閣府）から抜粋）

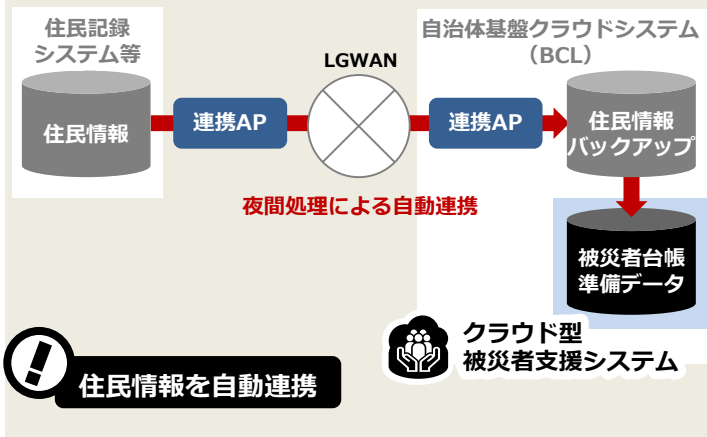
高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、みんなで情報を共有して話し合っ一緒に個別避難計画を作成したことが、地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を支援してくださる方を見いだすことにもつながった。さらに、個別避難計画の作成に本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。

【台風第14号（令和4年9月18日）】（黒潮町 20代 男性 町役場職員）

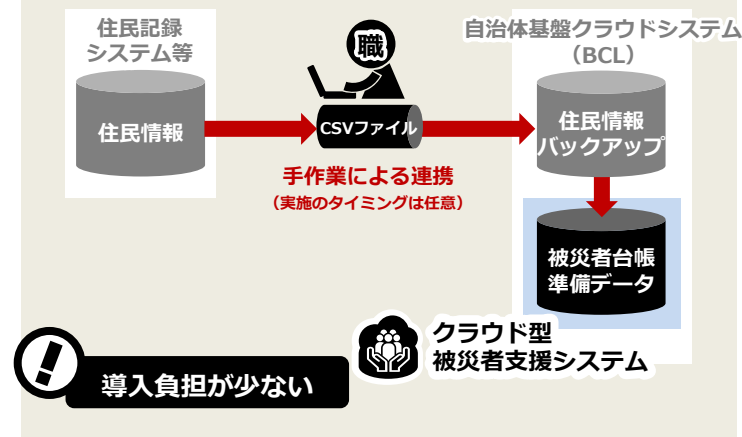
【パターンA】

住民情報を自治体基盤クラウドシステム（BCL）の
住民情報バックアップデータから連携



【パターンB】

住民記録システム等から住民情報を
CSVファイルで取り出し、BCLに取込



以下の表は、各導入パターンの初期費用と運用費用に活用できる地方財政措置とその措置率になります。

【措置型】		【措置型】		【措置型】		
緊急防災・減災事業債		郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付税措置 ※		地域デジタル社会推進費（普通交付税）		
導入パターン	【パターンA】 住基システムを被災者支援システム等と自動連携する場合			【パターンB】 住基システムを被災者支援システム等と自動連携しない場合		
費用内訳	A① A③ 自治体基盤クラウドシステム（BCL）による住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合	A② 住民票の写し等は既存のコンビニ交付を利用する場合	B 住民票の写し等は既存のコンビニ交付を利用する場合	住民票の写し等のコンビニ交付を利用しない場合		
1. システム整備に必要な費用（初期費用）	約600万円～1,600万円 70% 措置 どちらかを活用可能 70% 措置			約数万円～数百万円 70% 措置 どちらかを活用可能 70% 措置		
2. 整備後に必要な費用（運用費用）	団体基礎額18万5,000円+団体人口比例額（人口×10円）					
	（1）被災者支援システム利用料					
	（2）システム関連運用保守費用			データフォーマット変換ツール等の保守運用費用		
	（3）コンビニ交付運営負担金		約35万円/年～988万円/年（BCL導入済みの場合は負担済み）		約69万円/年～988万円/年（コンビニ交付導入済みのため既に負担済み）	
	（4）コンビニ交付委託手数料		罹災証明書の交付枚数（117円/通） 住民票の写し、印鑑証明書、税証明書の交付枚数（117円/通）（BCL or 既存のコンビニ交付で負担済み）		約69万円/年～988万円/年 罹災証明書の交付枚数（117円/通） 対象外	
（5）BCL証明発行機能利用料	住民票の写し、印鑑証明書、税証明書のコンビニ交付枚数（180円/通）（BCL環境上の従量課金）（BCL導入済みの場合は負担済み）			費用負担発生なし		

※初期費用のうちコンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象

お問合せ先：

<サービスの提供、申込、費用、サポート等に関すること>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS） ICTイノベーションセンター研究開発部 被災者支援担当：rddlg@j-lis.go.jp

<制度に関すること>

内閣府（防災担当）：csus-div.a3w@cao.go.jp

○防災デジタル担当：デジタル政策・本システムの全般に関すること

○避難生活担当：避難行動要支援者名簿・個別避難計画・避難所・被災者台帳・災害ケースマネジメントなどに関すること

○生活再建担当：被災住家被害認定調査・罹災証明書・被災者生活再建支援金制度などに関すること

クラウド型被災者支援システム

Disaster Victims Supporting Cloud Systems

デジタル技術の活用により、
市町村における災害対応や被災者支援を円滑化



平時

×

災害時

に使えるクラウド型被災者支援システムの3つのサブシステム



避難行動要支援者関連システム

平時

災害時

避難行動要支援者名簿と個別避難計画を効率的に作成・更新、災害時の迅速な避難を実現



避難所関連システム

平時

災害時

平時からの避難所に関する情報の登録や、災害時の避難者名簿の作成により避難所の運営を効率化



被災者支援システム

災害時

罹災証明書の電子申請やコンビニ交付、被災者情報の一元化等により、災害時の事務の効率化

クラウド型被災者支援システムの全体イメージと4つの導入効果



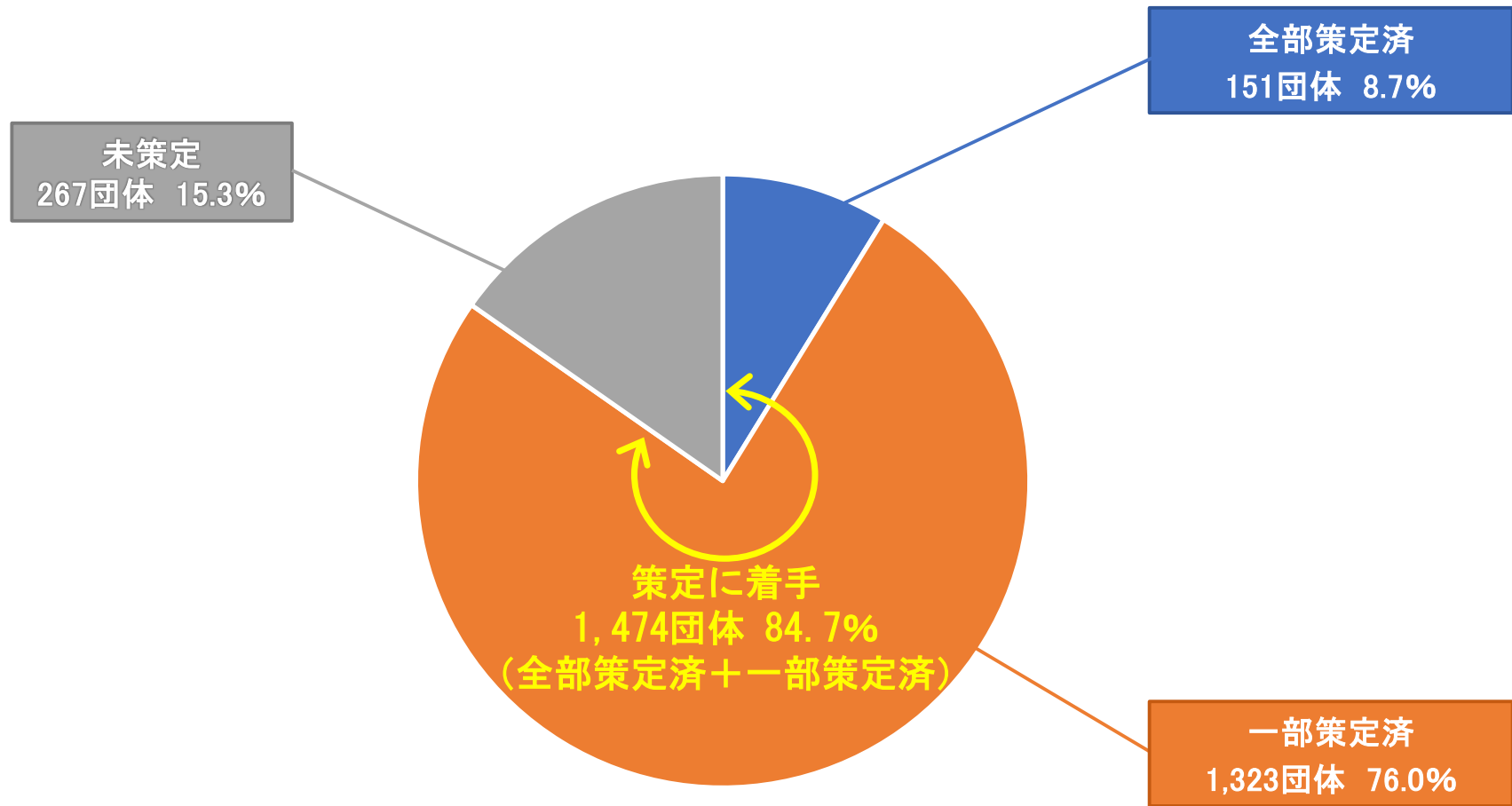
【凡例】

平時利用	平時・災害時利用	災害時利用	システム連携
------	----------	-------	--------

参考：自治体基盤クラウドシステム（以下、「BCL」という。）について
BCLは、市町村の庁舎内に設置された住民情報システムの連携用データをBCP（業務継続計画）対策用としてクラウド上に保管すると共に、連携データから必要な情報を取り出し、コンビニ交付サービス等の行政サービスが利用できる市町村専用のクラウドサービスです。
クラウド型被災者支援システムは、BCLの仕組みを利用して構築しているため、住民情報の取得と罹災証明書のコンビニ交付がシームレスに実現できるようになっています。

被災者支援に関する事務を安心・確実に行うための 管理機能（市町村の管理者がシステムの動作設定等を行う機能）及び 共通機能（各画面で共通して使用する機能）

管理機能 権限設定	管理機能 事項の表示切替	共通機能 横断検索	共通機能 地図	共通機能 提供抑止	共通機能 変更事項の確認																																																																																					
所管部署以外が扱うことができない画面について、ユーザID毎で使用制限が可能	避難行動要支援者名簿、被災者台帳等は、法定事項以外の市町村長が定める任意の事項について表示・非表示の切替や事項名の変更が可能	被災者台帳、避難者名簿、避難行動要支援者名簿等、サブシステムの記録事項を組み合わせて被災者を検索可能	避難所や避難行動要支援者の位置を地図上で確認。ハザードマップや行政区画などの参考情報を任意に追加可能	DV等支援措置制度の対象者などについて画面上の警告を行うとともに、提供情報から連絡先を除いた出力が可能	更新画面における不用意な更新を防止するため、内容を変更した事項をハイライト表示するとともに、変更内容確認を促すチェックボックスを具備																																																																																					
○「権限管理」画面	○事項別の表示設定（避難行動要支援者名簿）	○検索条件の組み合わせ例	○地図表示例	○提供情報出力時の連絡先除外指定	○変更事項のハイライト表示例																																																																																					
<table><tr><th>メインメニュー</th><th>サブメニュー</th><th>権限</th><th>管理</th><th>GN 1</th><th>GN 2</th><th>GN 3</th><th>GN 4</th></tr><tr><td>共通</td><td>トップ</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>被災者支援システム</td><td>被災者台帳</td><td>○、△、×</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>被災者支援システム</td><td>被災者台帳</td><td>○、△、×</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>×</td></tr></table>	メインメニュー	サブメニュー	権限	管理	GN 1	GN 2	GN 3	GN 4	共通	トップ	△	△	△	△	△	△	被災者支援システム	被災者台帳	○、△、×	○	○	△	○	×	被災者支援システム	被災者台帳	○、△、×	○	○	△	○	×	<table><tr><th>項目名</th><th>避難経路の概要</th><th>画面表示</th><th>○ 表示しない</th><th>○ 表示する</th></tr><tr><td>項目名</td><td>避難経路上にある危険部<th>画面表示</th><th>○ 表示しない</th><th>○ 表示する</th></td></tr><tr><td>項目名</td><td>避難経路上にある急勾配<th>画面表示</th><th>○ 表示しない</th><th>○ 表示する</th></td></tr></table>	項目名	避難経路の概要	画面表示	○ 表示しない	○ 表示する	項目名	避難経路上にある危険部 <th>画面表示</th> <th>○ 表示しない</th> <th>○ 表示する</th>	画面表示	○ 表示しない	○ 表示する	項目名	避難経路上にある急勾配 <th>画面表示</th> <th>○ 表示しない</th> <th>○ 表示する</th>	画面表示	○ 表示しない	○ 表示する	<table><tr><th>項目</th><th>比較方法</th><th>値</th></tr><tr><td>避難者名簿</td><td>AND</td><td></td></tr><tr><td>避難所コード</td><td>含む</td><td></td></tr><tr><td>避難行動要支援者名簿</td><td>AND</td><td></td></tr><tr><td>項目</td><td>比較方法</td><td>値</td></tr><tr><td>内服薬</td><td>空ではない</td><td></td></tr></table>	項目	比較方法	値	避難者名簿	AND		避難所コード	含む		避難行動要支援者名簿	AND		項目	比較方法	値	内服薬	空ではない		<table><tr><th>表示情報</th><th>地図</th></tr><tr><td>小地区（e-Stat）</td><td>岸岡山</td></tr><tr><td>国庫用地</td><td></td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td></td></tr><tr><td>高水害危険区域</td><td></td></tr><tr><td>9.3m以上9.5m未満</td><td></td></tr><tr><td>9.5m以上9.7m未満</td><td></td></tr></table>	表示情報	地図	小地区（e-Stat）	岸岡山	国庫用地		土砂災害警戒区域		高水害危険区域		9.3m以上9.5m未満		9.5m以上9.7m未満		<table><tr><td>CSV作成</td><td>印刷</td></tr><tr><td colspan="2">☒ DV等支援措置対象者（台帳情報提供抑止フラグにチェックが付いている）の連絡先（住所、電話番号等）を除いて提供する</td></tr></table>	CSV作成	印刷	☒ DV等支援措置対象者（台帳情報提供抑止フラグにチェックが付いている）の連絡先（住所、電話番号等）を除いて提供する		<table><tr><td>変更</td></tr><tr><td>変更</td></tr></table>	変更	変更
メインメニュー	サブメニュー	権限	管理	GN 1	GN 2	GN 3	GN 4																																																																																			
共通	トップ	△	△	△	△	△	△																																																																																			
被災者支援システム	被災者台帳	○、△、×	○	○	△	○	×																																																																																			
被災者支援システム	被災者台帳	○、△、×	○	○	△	○	×																																																																																			
項目名	避難経路の概要	画面表示	○ 表示しない	○ 表示する																																																																																						
項目名	避難経路上にある危険部 <th>画面表示</th> <th>○ 表示しない</th> <th>○ 表示する</th>	画面表示	○ 表示しない	○ 表示する																																																																																						
項目名	避難経路上にある急勾配 <th>画面表示</th> <th>○ 表示しない</th> <th>○ 表示する</th>	画面表示	○ 表示しない	○ 表示する																																																																																						
項目	比較方法	値																																																																																								
避難者名簿	AND																																																																																									
避難所コード	含む																																																																																									
避難行動要支援者名簿	AND																																																																																									
項目	比較方法	値																																																																																								
内服薬	空ではない																																																																																									
表示情報	地図																																																																																									
小地区（e-Stat）	岸岡山																																																																																									
国庫用地																																																																																										
土砂災害警戒区域																																																																																										
高水害危険区域																																																																																										
9.3m以上9.5m未満																																																																																										
9.5m以上9.7m未満																																																																																										
CSV作成	印刷																																																																																									
☒ DV等支援措置対象者（台帳情報提供抑止フラグにチェックが付いている）の連絡先（住所、電話番号等）を除いて提供する																																																																																										
変更																																																																																										
変更																																																																																										

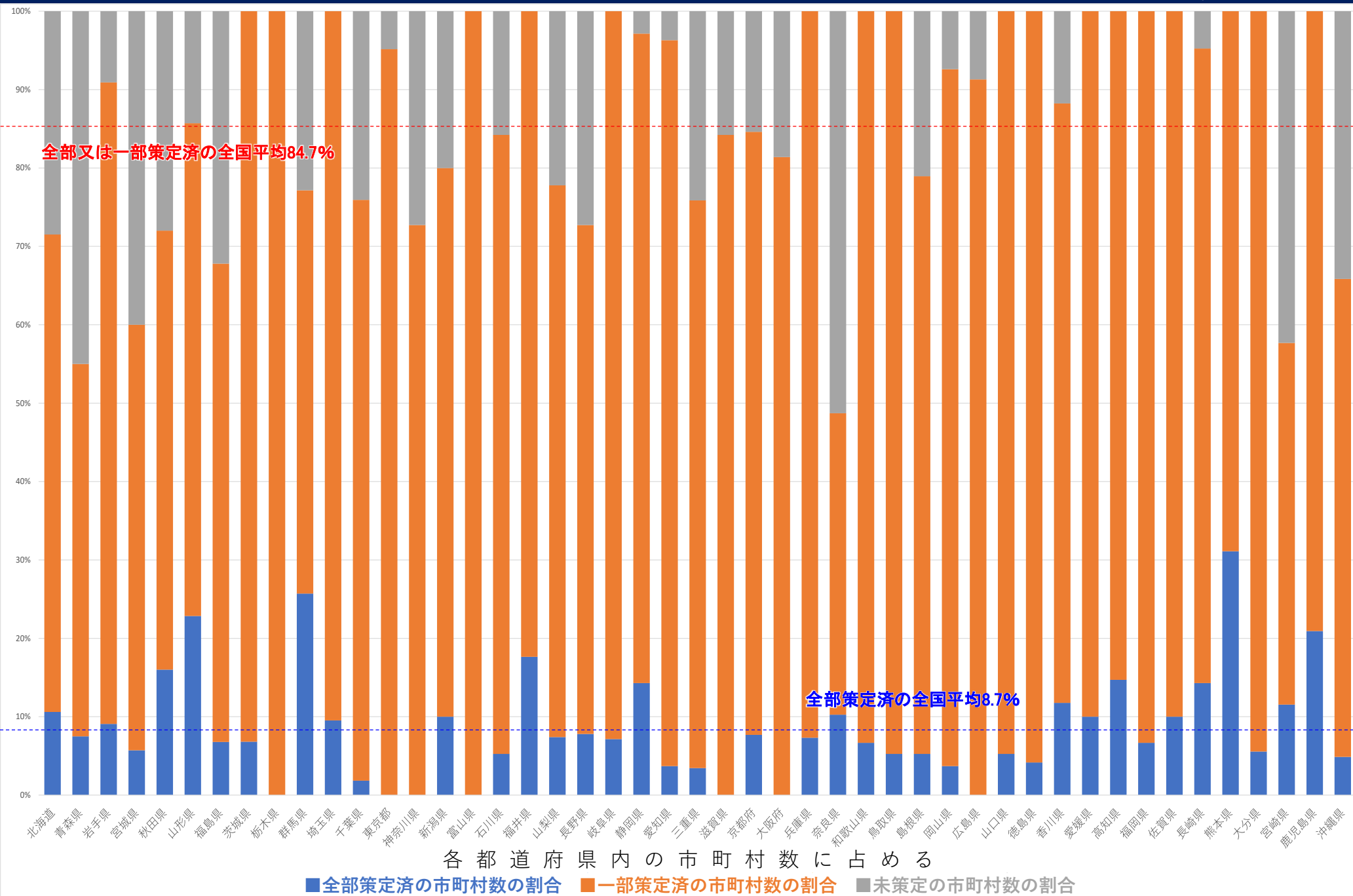


n=1,741団体

令和5年10月1日現在（内閣府・消防庁調べ）

都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和5年10月1日現在



都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和 5 年10月 1 日現在

都道府県	市町村数 a	全部策定済 b		一部策定済 c		未策定 d	
		市町村数	b/a	市町村数	c/a	市町村数	d/a
北海道	179	19	10.6%	109	60.9%	51	28.5%
青森県	40	3	7.5%	19	47.5%	18	45.0%
岩手県	33	3	9.1%	27	81.8%	3	9.1%
宮城県	35	2	5.7%	19	54.3%	14	40.0%
秋田県	25	4	16.0%	14	56.0%	7	28.0%
山形県	35	8	22.9%	22	62.9%	5	14.3%
福島県	59	4	6.8%	36	61.0%	19	32.2%
茨城県	44	3	6.8%	41	93.2%	0	0.0%
栃木県	25	0	0.0%	25	100.0%	0	0.0%
群馬県	35	9	25.7%	18	51.4%	8	22.9%
埼玉県	63	6	9.5%	57	90.5%	0	0.0%
千葉県	54	1	1.9%	40	74.1%	13	24.1%
東京都	62	0	0.0%	59	95.2%	3	4.8%
神奈川県	33	0	0.0%	24	72.7%	9	27.3%
新潟県	30	3	10.0%	21	70.0%	6	20.0%
富山県	15	0	0.0%	15	100.0%	0	0.0%
石川県	19	1	5.3%	15	78.9%	3	15.8%
福井県	17	3	17.6%	14	82.4%	0	0.0%
山梨県	27	2	7.4%	19	70.4%	6	22.2%
長野県	77	6	7.8%	50	64.9%	21	27.3%
岐阜県	42	3	7.1%	39	92.9%	0	0.0%
静岡県	35	5	14.3%	29	82.9%	1	2.9%
愛知県	54	2	3.7%	50	92.6%	2	3.7%
三重県	29	1	3.4%	21	72.4%	7	24.1%

都道府県	市町村数 a	全部策定済 b		一部策定済 c		未策定 d	
		市町村数	b/a	市町村数	c/a	市町村数	d/a
滋賀県	19	0	0.0%	16	84.2%	3	15.8%
京都府	26	2	7.7%	20	76.9%	4	15.4%
大阪府	43	0	0.0%	35	81.4%	8	18.6%
兵庫県	41	3	7.3%	38	92.7%	0	0.0%
奈良県	39	4	10.3%	15	38.5%	20	51.3%
和歌山県	30	2	6.7%	28	93.3%	0	0.0%
鳥取県	19	1	5.3%	18	94.7%	0	0.0%
島根県	19	1	5.3%	14	73.7%	4	21.1%
岡山県	27	1	3.7%	24	88.9%	2	7.4%
広島県	23	0	0.0%	21	91.3%	2	8.7%
山口県	19	1	5.3%	18	94.7%	0	0.0%
徳島県	24	1	4.2%	23	95.8%	0	0.0%
香川県	17	2	11.8%	13	76.5%	2	11.8%
愛媛県	20	2	10.0%	18	90.0%	0	0.0%
高知県	34	5	14.7%	29	85.3%	0	0.0%
福岡県	60	4	6.7%	56	93.3%	0	0.0%
佐賀県	20	2	10.0%	18	90.0%	0	0.0%
長崎県	21	3	14.3%	17	81.0%	1	4.8%
熊本県	45	14	31.1%	31	68.9%	0	0.0%
大分県	18	1	5.6%	17	94.4%	0	0.0%
宮崎県	26	3	11.5%	12	46.2%	11	42.3%
鹿児島県	43	9	20.9%	34	79.1%	0	0.0%
沖縄県	41	2	4.9%	25	61.0%	14	34.1%
合計	1,741	151	8.7%	1,323	76.0%	267	15.3%

※小数点以下第 2 位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
北海道	未策定	七飯町、島牧村、二セコ町、岩内町、愛別町、和寒町、剣淵町、中川町、幌加内町、豊富町、網走市、湧別町、白老町、むかわ町、日高町、新ひだか町、中標津町	当別町、木古内町、真狩村、喜茂別町、京極町、神恵内村、赤平市、秩父別町、沼田町、美瑛町、美深町、小平町、初山別村、天塩町、浜頓別町、中頓別町、利尻富士町、幌延町、清里町、小清水町、滝上町、西興部村、鹿追町、中札内村、大樹町、広尾町、浦幌町、厚岸町、鶴居村	恵庭市、占冠村、訓子府町、置戸町、興部町
	全部策定済	江別市、北斗市、長万部町、江差町、乙部町、小樽市、寿都町、共和町、泊村、三笠市、砂川市、歌志内市、奈井江町、由仁町、月形町、雨竜町、名寄市、当麻町、東川町、南富良野町、音威子府村、苫前町、羽幌町、遠別町、遠軽町、雄武町、登別市、安平町、更別村、足寄町、陸別町、浜中町、標茶町	留寿都村、芦別市、上川町、下川町、津別町、豊浦町、厚真町	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
青森県	未策定	中泊町、おいらせ町	黒石市、十和田市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、鰺ヶ沢町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、七戸町、六戸町、横浜町、大間町、風間浦村、田子町、	
	一部策定済 全部策定済	つがる市、東北町	三沢市、新郷村	
岩手県	未策定		金ヶ崎町、大槌町、一戸町	
	一部策定済 全部策定済	大船渡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、普代村	西和賀町、平泉町	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
宮城県	未策定		仙台市、名取市、登米市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、山元町、大和町、大衡村	多賀城市、大河原町、加美町
	全部策定済 一部策定済		川崎町、南三陸町	女川町
秋田県	未策定	五城目町、小坂町	大館市、仙北市、藤里町、八峰町、大湯村	
	全部策定済 一部策定済	北秋田市		

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
山形県	未策定		尾花沢市、新庄市、大蔵村、小国町、飯豊町	
	全部策定済	米沢市、白鷹町	朝日町、大江町	
福島県	未策定	湯川村、柳津町、昭和村、西郷村、小野町、浪江町	郡山市、檜枝岐村、磐梯町、三島町、泉崎村、矢吹町、古殿町、広野町、川内村、飯舘村	矢祭町、大熊町、双葉町
	全部策定済	下郷町、北塩原村、猪苗代町、中島村、石川町、富岡町	玉川村	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
茨城県	未策定			
	全部策定済	下妻市、守谷市、鉾田市、城里町	牛久市	
群馬県	未策定		安中市、神流町、南牧村、嬬恋村、高山村、みなかみ町	太田市、沼田市
	全部策定済	中之条町、長野原町、川場村、玉村町	吉岡町、甘楽町、東吾妻町	下仁田町、昭和村

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
千葉県	未策定	長生村	館山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、多古町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町	
	全部策定済	銚子市、市川市、船橋市、東金市、柏市、鴨川市、富里市、横芝光町		
東京都	未策定	利島村	奥多摩町、御蔵島村	
	全部策定済	大田区、日野市	八丈町、青ヶ島村	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
神奈川県	未策定		伊勢原市、二宮町、中井町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	三浦市、葉山町
	全部策定済 一部策定済	南足柄市、綾瀬市		
新潟県	未策定		聖籠町、田上町、阿賀町、津南町、刈羽村	加茂市
	全部策定済 一部策定済	弥彦村	長岡市、関川村	燕市

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
石川県	未策定		珠洲市、中能登町、穴水町	
	全部策定済	能美市	能登町	
山梨県	未策定	富士吉田市、昭和町、小菅村	中央市、身延町、富士河口湖町	
	全部策定済	南部町、山中湖村、丹波山村	甲州市	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
長野県	未策定	喬木村	小海町、川上村、茅野市、原村、駒ヶ根市、辰野町、飯島町、中川村、松川町、麻績村、生坂村、小谷村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村	南相木村、北相木村、平谷村、根羽村
	全部策定済	小諸市、佐久市、立科町、大町市	軽井沢町、青木村、箕輪町、阿南町、筑北村、松川村	下條村、松本市、塩尻市
静岡県	未策定		熱海市	
	全部策定済	沼津市		

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
愛知県	未策定		田原市、阿久比町	
	一部策定済 全部策定済	瀬戸市、津島市、碧南市、江南市、知多市、愛西市、弥富市、豊山町、南知多町、武豊町、設楽町、東栄町	北名古屋市、長久手市、飛島村	
三重県	未策定		木曽岬町、東員町、亀山市、鳥羽市、尾鷲市、紀北町、鈴鹿市	
	一部策定済 全部策定済	桑名市、伊賀市、紀宝町	菰野町、多気町、名張市	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
滋賀県	未策定		守山市、竜王町、甲良町	
	一部策定済 全部策定済			
京都府	未策定		向日市、大山崎町、井手町、和束町	
	一部策定済 全部策定済	笠置町		

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
大阪府	未策定	摂津市	能勢町、豊能町、守口市、門真市、寝屋川市、柏原市、岸和田市	
	全部策定済	箕面市、高槻市、大東市、交野市、高石市	島本町、茨木市、羽曳野市	
奈良県	未策定	平群町	御所市、香芝市、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、河合町、大淀町、下市町、野迫川村、下北山村、川上村	大和高田市、桜井市、山添村、曽爾村、高取町、明日香村
	全部策定済		天川村、東吉野村	上北山村

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
和歌山県	未策定			
	全部策定済	橋本市、かつらぎ町、九度山町		
島根県	未策定	大田市、隠岐の島町	邑南町、知夫村	
	全部策定済		奥出雲町	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
岡山県	未策定	備前市、赤磐市		
	全部策定済	高梁市、早島町、新庄村、西粟倉村		
広島県	未策定		江田島市、安芸太田町	
	全部策定済		府中町	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
香川県	未策定		宇多津町、小豆島町	
	全部策定済 一部策定済		綾川町	
長崎県	未策定		川棚町	
	全部策定済 一部策定済			

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
宮崎県	未策定	綾町、高千穂町	小林市、高原町、国富町、木城町、川南町、都農町、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町	
	全部策定済	西米良村		
鹿児島県	未策定			
	全部策定済	指宿市、湧水町、屋久島町		

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

市町村の着手予定一覧（フォローアップの結果）

令和5年10月1日現在

都道府県	状況	令和4年度中に着手予定と回答した市町村※1	令和5年度中に着手予定と回答した市町村※1※2	令和6年度以降に着手予定と回答した市町村※1※2
沖縄県	未策定		嘉手納町、中城村、座間味村、栗国村、渡名喜村、久米島町、八重瀬町、多良間村、与那国町	大宜味村、本部町、宜野座村、伊江村、竹富町
	全部策定済	石垣市、糸満市、南城市、今帰仁村、北大東村	恩納村	

※1令和5年1月1日現在の状況の調査における回答である。

※2令和5年1月1日現在の計画策定の進捗状況を把握した令和5年1月調査以降、市町村において精査等した結果、本表に追加された市町村を含む。

都道府県	市町村数 a	令和5年10月1日現在									
		全部策定済		一部策定済		未策定					
		t		u		令和4年度中に 着手予定 ^{注1)}		令和5年度中に 着手予定 ^{注1)}		令和6年度以降に 着手予定 ^{注1)}	
		市町村数	t/a ^{注2)}	市町村数	u/a ^{注2)}	市町村数	v/a ^{注2)}	市町村数	w/a ^{注2)}	市町村数	x/a ^{注2)}
北海道	179	19	10.6%	109	60.9%	17	9.5%	29	16.2%	5	2.8%
青森県	40	3	7.5%	19	47.5%	2	5.0%	16	40.0%	0	0.0%
岩手県	33	3	9.1%	27	81.8%	0	0.0%	3	9.1%	0	0.0%
宮城県	35	2	5.7%	19	54.3%	0	0.0%	11	31.4%	3	8.6%
秋田県	25	4	16.0%	14	56.0%	2	8.0%	5	20.0%	0	0.0%
山形県	35	8	22.9%	22	62.9%	0	0.0%	5	14.3%	0	0.0%
福島県	59	4	6.8%	36	61.0%	6	10.2%	10	16.9%	3	5.1%
茨城県	44	3	6.8%	41	93.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
栃木県	25	0	0.0%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬県	35	9	25.7%	18	51.4%	0	0.0%	6	17.1%	2	5.7%
埼玉県	63	6	9.5%	57	90.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
千葉県	54	1	1.9%	40	74.1%	1	1.9%	12	22.2%	0	0.0%
東京都	62	0	0.0%	59	95.2%	1	1.6%	2	3.2%	0	0.0%
神奈川県	33	0	0.0%	24	72.7%	0	0.0%	7	21.2%	2	6.1%
新潟県	30	3	10.0%	21	70.0%	0	0.0%	5	16.7%	1	3.3%
富山県	15	0	0.0%	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川県	19	1	5.3%	15	78.9%	0	0.0%	3	15.8%	0	0.0%
福井県	17	3	17.6%	14	82.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	27	2	7.4%	19	70.4%	3	11.1%	3	11.1%	0	0.0%
長野県	77	6	7.8%	50	64.9%	1	1.3%	16	20.8%	4	5.2%
岐阜県	42	3	7.1%	39	92.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
静岡県	35	5	14.3%	29	82.9%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%
愛知県	54	2	3.7%	50	92.6%	0	0.0%	2	3.7%	0	0.0%
三重県	29	1	3.4%	21	72.4%	0	0.0%	7	24.1%	0	0.0%
滋賀県	19	0	0.0%	16	84.2%	0	0.0%	3	15.8%	0	0.0%
京都府	26	2	7.7%	20	76.9%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%
大阪府	43	0	0.0%	35	81.4%	1	2.3%	7	16.3%	0	0.0%
兵庫県	41	3	7.3%	38	92.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
奈良県	39	4	10.3%	15	38.5%	1	2.6%	13	33.3%	6	15.4%
和歌山県	30	2	6.7%	28	93.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鳥取県	19	1	5.3%	18	94.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根県	19	1	5.3%	14	73.7%	2	10.5%	2	10.5%	0	0.0%
岡山県	27	1	3.7%	24	88.9%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%
広島県	23	0	0.0%	21	91.3%	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%
山口県	19	1	5.3%	18	94.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
徳島県	24	1	4.2%	23	95.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
香川県	17	2	11.8%	13	76.5%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%
愛媛県	20	2	10.0%	18	90.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
高知県	34	5	14.7%	29	85.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福岡県	60	4	6.7%	56	93.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
佐賀県	20	2	10.0%	18	90.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
長崎県	21	3	14.3%	17	81.0%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%
熊本県	45	14	31.1%	31	68.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
大分県	18	1	5.6%	17	94.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮崎県	26	3	11.5%	12	46.2%	2	7.7%	9	34.6%	0	0.0%
鹿児島県	43	9	20.9%	34	79.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄県	41	2	4.9%	25	61.0%	0	0.0%	9	22.0%	5	12.2%
合計	1,741	151	8.7%	1,323	76.0%	41	2.4%	195	11.2%	31	1.8%